

令和6年度 第1回 長井市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時 令和6年7月31日（水）午後6時～午後7時30分
場 所 市役所2階 市民防災研修室Ⅰ・Ⅱ
出席者 小林委員、稲葉委員、田中委員、平委員、齋藤委員、石塚委員、小野委員、
鈴木委員、大峽委員、酒井委員、菊地委員、上村委員、青木委員、工藤委員、
荒井委員
欠席者 なし
事務局 総務参事、産業参事（兼）商工振興課長、教育委員会教育次長（兼）学校教育
課長、市民課長、健康スポーツ課健康促進担当課長、福祉あんしん課 長
寿介護・地域包括支援センター担当課長、子育て推進課課長、子育て推進課
補佐、子育て推進課子育て支援係長

1 開 会

2 委嘱状交付

机上での交付

3 あいさつ

上村会長

子育て推進課長

4 委員紹介・職員紹介

5 協 議

議長に上村会長があたり協議を進める

（1）子ども・子育て支援事業計画について

【資料1】 【資料2】 に沿って事務局から説明

（2）第三期計画の基本目標・基本施策等の作成について

【資料3】 に沿って事務局から説明

議 長：ただいまの第二期の一覧の内容とりまとめの一覧を参考にさせていただきながら
この内容について皆さんご不明な点などございましたら、また確認したい所

がございましたらご発言していただきたいと思います。

基本的には今回も、基本計画は国や県の方で横づけされた内容、そういったものも踏まえながら、市としての独自のプランを追加しながら、計画の方を策定していくということです。特に質問等ございませんでしょうか。

委 員：一点よろしいでしょうか。

子ども、若者の権利、子ども若者っていうのは何歳ぐらいまでのお子さんを対象としていらっしゃるのですか。

事 務 局：こちらの山形県子ども若者ビジョンのことをおっしゃっていると思うのですが、国が言っている子どもについては何歳までという決まりはしていないようでして、成長過程にあるという様な表現だったかと思います。具体的に年齢は区切っていないようです。

委 員：今までの話しの中で、周産期から小・中学校ぐらいを私がイメージしてたのですが、若者というと高校生とかそのあとの年代も含まれるのかなあと。

事 務 局：はい。

分かりづらくて申し訳ないのですが、山形県の「子ども若者ビジョン」というのは、「子ども・子育て支援事業計画」と別の計画になっております。山形県の「子ども・子育て支援事業計画」は、現在、「やまがた子育て応援プラン」というプランの中に含まれているような形になっております。県では、「やまがた子育て応援プラン」と「子どもの貧困対策推進計画」と「ひとり親家庭自立推進計画」なども含めて、一つの「こども計画」として策定する予定のようですが、長井市の方では、今現在この会議で作ろうとしているのは「子ども・子育て支援事業計画」の中身になります。

委 員：分かりました。ありがとうございます。

議 長：はい。

他にございませんでしょうか。→なし

(3) 第二期計画の振り返りについて

【資料4】【資料5】【資料6】に沿って事務局から説明

議 長：ただいま事務局の方から説明がありました。

第三期の方向性についてそれぞれの拡充、継続、廃止というふうな形で説明があります。

委 員：この内容について、一点質問なのですが、9ページの①のところ、子供の権利擁護という項目があると思うのですが、ここのページの内容を拝見しますと虐待ですとか、そういった環境にある子供たちの権利擁護という意味なのかなという解釈なのですが、そういった状況にない子供たち、学校に通っている子供たち、普段家庭から学校に普通に通っている子供たちが、自身がどういう権利を持っていてその権利が守られる、というような教育を学校でするような予定とかは、含まれていますか。

事 務 局：はい。子育て推進課の方では、虐待等に関しまして、毎年、各学校の方回らせ

ていただいております。児童福祉法であったり、児童虐待の防止等に関する法律に基づきまして、虐待の防止ということで、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト性的虐待というふうな虐待のご説明をさせていただきまして、そういったことがあった場合には、まず子育て推進課なり、児童相談所の窓口の方に報告いただくというふうなことで、説明の方は回らせていただいております。ご質問は学校の方でも、ということですよ。

委員：そうですね。学校の中で例えば、最近不登校の子増えていますが、彼らの中では自分自身の権利が擁護されてないと感じている子もいると思います。私長井に転入してきて2年目になるのですが、学校に、学校で子供の権利条約に関する学習時間がありますかと尋ねたところ、市内はありませんという回答がありました。そういうところから少しずつ子供が真ん中の学校づくりということに繋がっていくかなと思って、こういうところに含まれたらいいなと思いました。

事務局：はい。ありがとうございます。

今子供の権利擁護ということで、子供の権利条約に関する条約等の授業を学校でしたらどうであろうか、ということをご提案いただいたのかなというふうに思います。まず、今現在ですけれども、小学校の方では、子ども達の人権及び権利、またはいじめ等のいわゆる子供たちの心身を守るためということで、人権擁護委員の先生方から、第三者の立場で、学校で授業をしていただいております。

おそらく長井市内すべての小学校、すべての学校を一応回りいただいて、第三者の立場で、人権擁護委員の方が、学校の先生じゃなくて、来ていただいております。話をすることと、あと同時に、子供たちにSOS、困ったときには、いつでも、ここに相談してくださいということで、人権擁護委員の方が第三者の立場で連絡をいただける場所などをご提言いただいたりということで、そのような活動を行っています。

ただ、やはり今おっしゃられるように、子供の権利条約というようなことについては、中学校レベルで、ある程度のところでやはり勉強していくということではこれから必要だろうなということで、大変良いご提案をいただいたかなというふうに感じております。以上でございます。

議長：はい。ありがとうございました。

委員の立場ではありますけど、今の話が感じられているようなところもありますか。

委員：子供の権利の要望ということを特別に扱うということではないのですが、道徳の授業や中学校の社会科の授業などで触れる機会があったと認識しています。あとは先ほどありましたが、子供の権利、どういった切り口、視点からその権利を守っていくかということで、先ほど不登校という話がありましたけれどもそういった視点から何を話題にして、子供と一緒に語っていくかということ、当然その事案があった時に考えて、一緒になって考えていくことが必要かなというふうに思います。

委員：事務局からお話あったように、長井小学校か長井市内の小中学校すべてにお邪魔して、それぞれ年1回ですけれども、1時間、時間をいただいて、人権について子供たちとお話をしたり、学習したりしています。

人権ってということなので、中学校になると、ジェンダー、LGBTQの話しをしたりということで、人権について考えてもらったりしています。道徳的な内容ですし、それから、一人一人みんな幸せになる権利があるんだから、子供の権利ってということで、声を上げなくちゃ駄目だよ、つらいときはつらいとか、いじめられてるときはいじめないでとか。

あとは、今学校でいじめられている子供の側に立つってことありましたけれども、最近はだんだん進化して、傍観者教育ていうか、なんか周りにいじめている子、いじめられている子そして、あとそれを見ている子供ってということで、傍観者への視点を当てて、ただ見ているだけでも、いじめていることと同じなんだよってということ話したりしています。その1時間でいじめについて、何か子どもがここに一つ押さえて、「会った時に声をかけよう」とか、「友達を助けよう」とか「気づいてあげよう」とかっていうことを、少しでも子供たちの心にささったらいいなっていうことで、私たちは回らせていただいています。ちょっと子どもの心にぼんと何かを落とすっていうふうなことをねらっているところです。

議長：具体的にそのような形でお回りいただいているという内容充分わかりました。ありがとうございました。

他に皆さんの方でご意見等よろしいでしょうか。→なし

(4) ニーズ調査の結果について

【資料7】に沿って事務局から説明。

議長：ただ今ニーズ調査について説明ありました。委員のなかの方でも回答された立場も含めて、ニーズ調査について、第三期の策定計画を作成するにあたって、ぜひ検討しなきゃならないんじゃないか、ぜひ反映させたい、そういったご意見がありましたら積極的に、ご発言をいただきたいと思います。

委員：はい、質問なのですが、3ページのところで「仕事を休めないのも、できる限り通常保育をふやして欲しい。家庭教育ではなくて。」という意見がある一方で、随所で「仕事を休みやすい環境を整えて欲しい」という保護者からの意見が多く見られているかといいます。その二つは相反する面だと思うのですが、どちらの方向に、サポートを厚くしていこうかなという方針のようなものは決まっているのですか。

事務局：まだ方針というのは決められていない状況ですけれども、保護者がどちらかを選択できるような環境を整える必要があると思いますので、両方とも大事なのかなというふうに考えております。

委員：ありがとうございます。

委員：7ページの言葉の遅れや発達に関することに心配があるケースなど、相談できる機会があまりないというご意見で、子供が通っている施設に、学校からとか、

相談の窓口のご案内とかのチラシなどはよくいただいているので、相談しようと思えばできると私は思っています。こういうご意見があるということは、その周知がやっぱり不十分なのだと感じました。気軽に、検診の回数に関しては、1歳半健診など、3歳、2歳は歯科健診があります。2歳の歯科健診から3歳までがやっぱりすごく長く感じて、その間に、自分から行ける方はいけるのでしょうけど、保育園に行っていなければなかなか相談しにくいのかなあ、というふうにこの意見を見て感じました。そういったニーズに今後どういうふうに、対応していけるかなとか、何かあれば教えていただきたいとおもいます。

事務局：小さい時は検診の数も多くて、だんだんと成長するとともに検診の数も少なくなっていくます。保育園などの施設に入られているお子さんなどに対しては、保育園の先生方とお話させていただきながら、関わっているところです。これからどうするかというあたりは今後検討させていただきたいと思います。

委員：5ページと6ページのところ、第3子の保育費用に関して、私は3人子どもがいて、一番上の子が小学校入学と同時に一番下が入園して、無料にはならなかったもので、範囲を広げて欲しいなっているのは、多分思っている方はたくさんいらっしゃると思います。そこはぜひ18歳までとか、考えて頂ければなと思います。

また、6ページの出産時に貰えるバック、平成31年ぐらいから実施されていると思うのですが、私がいただいた時は分厚いトートバッグにおむつだったり、積み木だったり、地元の企業さんが多分作られたものをいただいたのですが、もう第一子ではないので、おもちゃは、ちょっともう使えないというか、持ってたものがほとんどだったので、おむつとかは助かるんですけども、やっぱり長井コインだったり、現金だったりっていうのが、結局は実用的になににでも使えるので、その方が大変助かるなとも思った時に思いました。

地域活性化という面ではいいかもしれないですが、母親という視点で重たいバッグをもらっても。もうちょっとお母さん方の意見を是非聞いて、今年度どうなっているかわからないのですが、ぜひ聞いていただいて、是非喜ばれるような、そういうものを計画していただければなと思います。

もう1点、中央学童の保護者会の会長でもあるのですが、北学童が、長井小学校の、東側の教室を、3教室お借りしてるんですね。保護者の駐車場が長井小学校の駐車場をお借りして、迎えに行くんですけども、どうしてもちょっと遠いんです。道の駅の学校側の10数台おける、多分市の管轄の駐車場だと思うんですけども、そこにどうしても、停めて迎えに行く保護者の方が多いので、先生方もそれは気づいてはいるんですけども、ちょっと言えない感じではあるんですね。ぜひちょっとそこは市の管轄ではあっても、学童で使わせていただけないかなと思ってしまして。冬は除雪されないもので、結局長井小学校に停めて、大雪の中を歩いていくということになっていて、多分南学童の方も、駐車場すごい数台しか置けないような狭いエリアになっていると思うので、学童、結局は、北を100人くらい、南も60、70人ぐらいは通ってらっしゃるので、ちょっとそこら辺も安全面も考えて。学童の先生方ではなかなか意見が通りに

くいと思いますので、是非検討して頂ければと思います。以上です。

議長：はい。

今具体的に駐車場の件が出ていますけれど、もし即答いただけるような事あれば。

事務局：即答は出来ないのですが、関係課の方と確認して、協議して、なるべく良い方向にできるように検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長：他にございませんでしょうか。

今回、新しい委員の方からご発言をいただければ、ありがたいと思います。

委員：一点いいですか。

本当に教育委員会の学校教育課さんと子育て推進課の皆様には、本当に特段のご支援をいただいております。

今の様々なこの質問項目の回答のところ見せていただいたのですが、すべてに大体共通したのは経済的支援というところ、一定数、ある程度の数と言いますか、結構多いなというふうに感じております。

例えば、いろいろあるのですが、ヤングケアラーの問題とか、虐待の問題とか不登校の問題とか、いろんなところを突き詰めていきますと、経済的に非常に支援を要しているご家庭の割合が多いというふうに感じております。何とか学校の中で、登校できるようにとか、或いは健康でいられるようにということで、個々に入って、話し合い等もしていますけれども、その部分が解決しないとなかなか学校に足が向かなかったりします。例えば学用品等も十分にそろえられない。

そのことによって、例えば水泳の時期になかなか通えないとか、また今度運動会があったときに、外ズックが買ってもらえない、そういうことが実際に私はあるように感じております。そういったところをどのように支援できるかというのは、まだ難しいところあるのですが、今現状として、そのような児童が、一定数いるという、それを認識して私たちは学校では指導に当たっておりますので、そこのところもご理解いただきながら今後の計画策定の方にぜひ当たっていただければありがたいなというふうに思います。

委員：今のお話に関連して、人権とかは全く関係ないのですが、この資料事前にいただいて、ニーズの調査の回答見たときに、問題が私は二つあるっていうふうにとらえさせて頂きました。

一つは、子育てをなさっている方々が、やっぱり何かあったときに頼れるところが欲しいっていうか、病気になったとか、急に学校から子供を迎えに来てくださとか、とにかく何かあったときに、頼れる、そういう政策があればいいんだろなっていうふうに感じました。

二つ目は、やっぱり経済的なことを答えていらっしゃる方が多いなあというふうにごく感じました。金銭的なサポートとか、経済的なことで、いろいろ悩んでいた、そういうふうなことに絞られるのかなって思ったのです。

もし第三期計画で、その辺のところに力を入れられれば、または実状と合った、計画、対策とかもできるのかなと思ったところなのですが、どうでしょうか。以上です。

議長：はい。今非常に要約的に話しありました。この辺については、第3期計画に反映

していただきたいなというお話でした。

最後になりますが、この点だけは反映してほしいというような、発言しておきたいというような事があればございましたら、是非お願いしたいと思います。

委 員：はい。

10 ページの一番下の丸のところでもありますが、勉強が苦手な学習についていけない補助の先生が少ない。というのは私自身も保護者として感じています。障がい児すみれ学園であったりとか、そういう特別支援が必要な方へのサポートっていうのはどんどん手厚くなってきていると思うのですが、通常学級に通っていても苦しんでるお子さんは多くいると思うので、そうした子達が不登校にならずに学校に通ったり、学校の中でそういう支援を受けながら、学びを進められるような環境が今後整っていくといいなと感じていますのでぜひ加えていただきたいと思います。

事 務 局：はい。ご意見ありがとうございます。

温かな応援だというふうに受けとめさせていただいて学校教育の中で、市民の皆様からの声、そしてこの子育ての子ども子育て会議の声ということで、ご意見をさせていただくということが、今後の施策の推進に繋がるのかなと思います。

現在、長井市内の学校では、いわゆる特別支援教育、学校教育は支援員として13名、今年度支援員が活動しております。

市の財政の中から13名分の先生方の予算を出していただいて、各学校に必要性をそれぞれお聞きしながら配置をしているところでした。

またご案内の通り、長井小学校中心に子供触れ合いサポーターによる、県の事業であったりとか、南北中への教育相談員の配置であったりとか、ほっとなるスクール、その他スクールソーシャルワーカーコーディネーターの活躍など様々な施策を進めておりますけれども、これらがやはり実のあるものになるように、この後、もう一度見直したり、検討したりしていきたいなというふうに思います。

6 その他

特に無し

7 閉会